

制 度 概		☐ 申込金額は保証限度内ですか （注１）保証限度額は２億円以内です （注２）借入限度額は２億５千万円です （注３）保証割合は８０％です ☐ 保証期間は制度内ですか １年以内 （注４）未発生債権を引当てない場合は６ヶ月以内を目途とします ☐ 売掛債権は制度に定められたものですか ☐ 売掛金債権 ☐ 割賦販売代金債権 ☐ 運送料債権 ☐ 診療報酬債権 ☐ その他の報酬債権 ☐ 工事請負代金債権 ☐ 売掛債権は他の資金調達手段のために既に提供されていませんか 売掛債権に債権譲渡制限特約はありませんか ☐ ある ↳ ☐ 債権譲渡制限特約のある場合、解除は可能ですか （注５）債権譲渡制限特約がある場合、特約解除できる場合又は抗弁放棄の意思表示を含む承諾が得られる場合を除き、担保とはしません ☐ ない	☐ 化体手形 ↳ ☐ 売掛債権の支払に振り出された手形であることを確認している	
			以下、化体手形取扱いの場合	
			←（不要）	
			←（不要）	
	要	債務者第三	☐ 国内事業者ですか ☐ 取引条件を書面で確認できますか	←（不要） ←（不要）
		要対件抗	對抗要件は確認していますか ☐ 抗弁放棄の意思表示を含む承諾 ☐ 通知	←（不要）
金融機関受付		☐ 申込人に重要事項の説明をしましたか	☐ 申込人に重要事項の説明をしましたか	
協会申込書類	申込書類	☐ 信用保証委託申込書（ＡＢＬ保証用） ☐ 信用保証依頼書・申込人（企業）概要 ☐ 譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ＡＢＬ様式１ ☐ 譲渡担保対象売掛先明細書【個別保証用】 ＡＢＬ様式３ ☐ 過去の取引実績の確認資料 ☐ 返済原資となる売掛債権のエビデンス ☐ 取引基本契約書（締結している場合） ☐ 申込人の概要記録事項証明書（記録がない場合は、登記事項概要ファイルの記録がない旨を記載した証明書。いわゆる「ないこと証明」） （申込の都度、直近３ヵ月以内のもの）	☐ 信用保証委託申込書（ＡＢＬ保証用） ☐ 信用保証依頼書・申込人（企業） ☐ 返済原資となる売掛債権のエビデンス ☐ 化体手形 ↳ ☐ 売掛金から化体していることを証する書類	
貸付準備	制限債権譲渡特約	☐ 債権譲渡制限特約のある場合、解除依頼書は徴求しましたか ↳ ☐ 解除依頼書の第三債務者印は債権譲渡制限特約を記した取引基本契約書の印影と同じですか	←（不要）	
	返済口座	☐ 返済口座（金融機関名義の別段預金口座）と売掛金の入金口座は同一ですか ↳ ☐ 返済口座と同一 ↳ ☐ 上記以外の口座 ↳ ☐ 第三債務者からの振込金額を直ちに返済口座に振替できますか	☐ 返済口座（金融機関名義の別段預金口座）と売掛金の入金口座は同一ですか ↳ ☐ 返済口座と同一 ↳ ☐ 上記以外の口座 ↳ ☐ 第三債務者からの振込金額を直ちに返済口座に振替できますか	
	契約書	債権譲渡担保契約 ☐ 債権譲渡担保契約書を締結しましたか 契約様式３ 契約様式５（入金口座と返済口座が異なる場合） ☐ 債権譲渡額は保証書に記載された金額と同一ですか ☐ 写しを被保証人に渡し、その旨を契約書の余白に記録しましたか ☐ 原本は保管していますか	←（不要）	
		特約書 ☐ 第三債務者あて通知条項について十分に説明しましたか ☐ 特約書を徴求しましたか 契約様式４ ☐ 写しを被保証人に渡し、その旨の特約書の余白に記録しましたか ☐ 原本は保管していますか	←（不要）	
	対抗要件の具備	抗弁放棄の意思表示を含む承諾 ☐ 債権譲渡承諾依頼書を徴求しましたか ↳ ☐ 現金支払 通知書式９－１ 通知書式１６－１（入金口座と返済口座が異なる場合） ↳ ☐ 手形支払 通知書式９－２ 通知書式１６－２（入金口座と返済口座が異なる場合） ↳ ☐ 現金及び手形支払 通知書式９－３ 通知書式１６－３（入金口座と返済口座が異なる場合） ☐ 債権譲渡承諾依頼書の第三債務者印を印鑑証明書で印鑑照合するなどして債権譲渡承諾依頼書の真実性を確認しましたか ☐ 実行前に確定日付を取得しましたか 通知 ☐ 債権譲渡通知書を徴求しましたか 通知書式８ 通知書式１５（入金口座と返済口座が異なる場合） ☐ 実行前に配達証明付き内容証明郵便で通知し到着を確認しましたか	☐ 担保手形差入証を徴求しましたか ＡＢＬ様式９	
	貸付実行行		☐ 信用保証書の有効期間は確認していますか （注６）保証書の有効期間は、保証日の翌日から起算して６０日です （注７）６０日目目金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に実行することができます ☐ 信用保証委託契約書（ＡＢＬ保証用） 貸付期間 ☐ 当該手形貸付の期日 ☐ 既発生債権を引当てし、エビデンスに下記の全てが記載されている ↳ ☐ 第三債務者名 ↳ ☐ 名宛人（被保証人名） ↳ ☐ 金額 （例）第三債務者作成の支払通知書、第三債務者の受領印がある納品書等	☐ 信用保証書の有効期間は確認していますか （注６）保証書の有効期間は、保証日の翌日から起算して６０日です （注７）６０日目目金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に実行することができます ☐ 信用保証委託契約書（ＡＢＬ保証用） ☐ 当該化体手形が現金化できる期日

流動資産担保融資保証【根保証】取扱いチェックシート

制 度 概 要		☐ 申込金額は保証限度内ですか (注1) 保証限度額は2億円以内です(10万円単位) (注2) 借入限度額は2億5千万円です(百万円単位) (注3) 保証割合は80%です	☐ 保証期間は制度内ですか (注4) 期間は1年です
	流 動 資 産 担 保 の 内 容	売掛債権担保の場合 ☐ 売掛債権は制度に定められたものですか ☐ 売掛金債権 ☐ 割賦販売代金債権 ☐ 運送料債権 ☐ 診療報酬債権 ☐ その他の報酬債権 ☐ 工事請負代金債権 ☐ 売掛債権は他の資金調達手段のために既に提供されていませんか 売掛債権に債権譲渡制限特約はありませんか ☐ ある ↳ ☐ 債権譲渡制限特約のある場合、解除は可能ですか (注5) 債権譲渡制限特約がある場合、特約解除できる場合又は抗弁放棄の意思表示を含む承諾が得られる場合を除き、担保とはしません ☐ ない	棚卸資産担保の場合 ☐ 棚卸資産に当てはまるものですか ↳ ☐ 事業により生じ又は生じる予定のもので ↳ ☐ 決算書に計上され又は計上される予定のもので ↳ ☐ 固定資産ではありませんか ☐ 動産譲渡登記をすることができる棚卸資産ですか ↳ ☐ 申込人は法人ですか(個人は動産譲渡登記できません) (注6) 動産譲渡登記ができない場合は、ご利用になれません
		第三債務者 ☐ 国内事業者ですか ☐ 1年以上の継続した取引がありますか (注7) 取引基本契約書締結等により今後安定的・継続的取引見込の場合は1年以上の継続取引がなくても対象となります ☐ 取引条件を面で確認できますか	
		対抗要件 売掛債権担保の場合 対抗要件は確認していますか ☐ 抗弁放棄の意思表示を含む承諾 ☐ 通知 ☐ 登記(申込人が法人の場合のみ)	棚卸資産担保の場合 対抗要件は確認していますか ☐ 登記(申込人が法人の場合のみご利用可能です)
金融機関受付	☐ 申込人に重要事項の説明をしましたか		
協会申込書類	☐ 信用保証委託申込書(ABL保証用) ☐ 信用保証依頼書・申込人(企業)概要 ☐ 譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ☐ 譲渡担保対象売掛先明細書(売債担保の場合)	ABL様式1 ABL様式2	☐ 過去の取引実績の確認資料 ☐ 取引基本契約書(締結している場合) ☐ 棚卸資産売上代金入金口座届出書(棚卸資産担保の場合、または売掛債権担保+棚卸資産担保で掛売上以外の売上有る場合。) ABL様式4 ☐ 申込人の概要記録事項証明書(記録がない場合は、登記事項概要ファイルの記録がない旨を記載した証明書。いわゆる「ないこと証明」) (申込の都度、直近3ヵ月以内のもの)
貸 付 準 備	制債 限 特 許 約 渡 買 越 口 座	売掛債権担保の場合 ☐ 債権譲渡制限特約のある場合、解除依頼書は徴求しましたか ↳ ☐ 解除依頼書の第三債務者印は債権譲渡制限特約を記した取引基本契約書の印影と同じですか	
	契 約	☐ 当座貸越口座または普通貸越口座を開設しましたか (注8) 貸越口座にて売掛金や棚卸資産の売却代金を入金させる場合は、「第三者からの入金が禁止されていないこと」が必要となります。	
	契 約	流動資産譲渡担保契約 契約様式1 ☐ 流動資産譲渡担保契約書を締結しましたか ☐ 譲渡担保債権の発生期間は4年6ヶ月ですか ☐ 写しを被保証人に渡し、その旨を契約書の余白に記録しましたか ☐ 原本は保管していますか	特約書 契約様式2 ☐ 第三債務者あて通知条項について十分に説明しましたか ☐ 特約書を徴求しましたか ☐ 写しを被保証人に渡し、その旨を特約書の余白に記録しましたか ☐ 原本は保管していますか
	対 抗 要 件 の 備 具 備	売掛債権担保の場合 抗弁放棄の意思表示を含む承諾 ☐ 債権譲渡承諾依頼書を徴求しましたか ↳ ☐ 現金支払 通知書式2-1 ↳ ☐ 手形支払 通知書式2-2 ↳ ☐ 現金及び手形支払 通知書式2-3 ☐ 債権譲渡承諾依頼書の第三債務者印を印鑑証明書で印鑑照合するなどして債権譲渡承諾依頼書の真実性を確認しましたか ☐ 実行前に確定日付を取得しましたか 通知 ☐ 債権譲渡通知書を徴求しましたか ↳ ☐ 通知書式1 ☐ 実行前に配達証明付き内容証明郵便で通知し到着を確認しましたか 登記 ☐ 債権譲渡登記手続を行いましたか ☐ 登記後、概要記録事項証明書・第三債務者ごとの登記事項証明書を徴求しましたか (注9) 先行の債権譲渡登記があった場合、保証後取消となります	棚卸資産担保の場合 登記 ☐ 動産譲渡登記手続を行いましたか ☐ 登記後、概要記録事項証明書、登記事項証明書を徴求しましたか (注10) 先行の動産譲渡登記があった場合、保証後取消となります。
貸付実行	信用保証書 ☐ 信用保証書の有効期間は確認していますか (注11) 信用保証書の有効期間は、保証日の翌日から起算して60日です (注12) 60日目金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に実行することができます ☐ 信用保証委託契約書(ABL保証用) 当座貸越契約書 ☐ 当座貸越契約書を下記の全てを満たす内容で契約しましたか ↳ ☐ 契約期間は1年(終期が1年後の応当日または応当日前日) ↳ ☐ エレクトロニック・バンキング・システムによる貸越を認めていないこと ↳ ☐ 貸越極度額を超える取扱いが認められないこと ↳ ☐ 公共料金等の自動引落が禁止されていること ↳ ☐ 利息の支払時期が3ヵ月に1回以上となっていること ↳ ☐ 約定弁済は毎月もしくは3ヵ月に1回以上の返済があり最長期間は5年以内(60分の1以上の約定弁済額)であること ↳ ☐ 非約定弁済(随時弁済)は年1回以上の返済があること(期日一括返済は不可) (注13) 借入請求書等は最終貸越時より遡及して6ヵ月分を保管してください 譲渡担保売掛債権・棚卸資産の確認 ☐ 譲渡担保流動資産報告書を徴求している ABL様式5 (又はこれと同様の書類として金融機関又は信用保証協会が認めたもので可)		